

## 令和5年度常陸大宮市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、常陸大宮市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲と調達対象

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とし、調達対象は法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

### 3 調達する物品等

常陸大宮市において障害者就労施設等からの調達する物品等は次のとおりとする。

種別	種目	内容
物品	食品	食パン、菓子パン等
	園芸品	花、苗、木工用品等
役務	清掃・施設管理	清掃業務、花壇の植栽等
	草刈	除草業務等
	軽作業	パンフレット折り、封入作業、宛名のシール貼り等

### 4 調達の目標

令和5年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は、次のとおりとする。

調達目標額 300,000円

### 5 調達の推進

障害者就労施設等が供給できる物品等については、障害者就労施設等からの情報をもとに各課局に情報提供を行うものとする。

### 6 調達の実施

(1) 各課局の長は、障害者就労施設等から物品等の調達をしようとするときは、社会福祉課長の合議を得るものとする。

(2) 各課局の長は、障害者就労施設等と物品等の調達に係る契約を締結したときは、その結果を社会福祉課長に報告するものとする。

### 7 調達実績の公表

市は、調達実績について、当該年度終了後に概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表するものとする。

### 8 調達方針の担当窓口

この方針の担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。